

【 庁 議 記 録 】

- 1 日 時 令和3年7月13日（火）午前9時00分～午前9時22分
- 2 場 所 Web会議
- 3 出席者 市長 副市長 教育長 企画財政部長
総務部長 市民生活部長 福祉保健部長 子ども家庭部長
環境部長 都市建設部長 議会事務局長 教育部長
幹 事 政策室長
- 4 欠席者
- 5 会議結果

市 長 これより庁議を開催します。審議事項1「狛江市職員のハラスメント防止等に関する条例の見直しについて」の説明をお願いします。

部 長 平成30年度に施行された狛江市職員のハラスメント防止等に関する条例について、制定付則第2条において「市長は、この条例の施行後3年以内に、この条例の運用の実績等を勘案し、この条例の規定について見直しを行い、その結果に基づき必要な措置を講ずるものとする。」と規定されています。令和3年度に施行後3年目を迎えることから、条例見直しの要否について、審議をお願いします。

これまでの間で条例の改正が必要となるような問題については、特段ないものと考えており、条例の改正については行う必要がないと考えています。

なお、条例の施行に併せて策定したハラスメント防止等に関する指針については、ハラスメントの相談窓口に東京都市町村公平委員会を加える等の一部改定を行う予定ですので、その際は改めて審議をお願いします。

また、令和2年末に実施した特定事業主行動計画改訂に伴うアンケート調査において、「ハラスメントの相談方法が分からない」という回答が52%と「相談しやすい体制だと思う」の28%を大幅に上回ったことから、会計年度任用職員を含む全職員に対し、ハラスメント相談窓口の案内カードを作成し、7月の給与明細に同封して配布します。

副市長 条例改正の要否を審議するに当たっては、実績等を勘案する必要があると思いますが、改正を行う必要がないと考えた理由について説明してください。

部 長 実績についてですが、ハラスメントの相談件数は平成30年度は8件、31年度は14件及び令和2年度は6件と推移しています。実際の相談においては、外部相談窓口も活用し、また、相談者から市へ対応を求められた案件についても適切に対応できていると考えているところです。

市 長 制定当時から状況が変化しており、条例の条文について必要性等の観点か

ら再度検証した上で、見直しの要否について判断する必要があると考えます。他に意見等なければ、次回以降の庁議で継続審議とします。続いて、審議事項2「狛江市交通安全計画（素案）に対するパブリックコメント及び市民説明会の実施について」の説明をお願いします。

部 長 6月29日の庁議にて審議された狛江市交通安全計画（素案）について、意見・指摘を踏まえて修正したものについて審議をお願いします。

修正内容は、文言の修正やレイアウト、表記に関するものが17点あり、また、文言等の変更については2点あります。1点目ですが、11ページ「1 計画の位置づけ及び計画期間」の8行目の「狛江市地域防災計画（平成30年修正）」を、「狛江市地域防災計画（令和3年修正）」に改めました。2点目ですが、14ページの「4 計画の目標」について、本計画の基本理念に合わせた内容に改めました。

市 長 特に意見等なければ、案のとおり決定します。

次に、報告事項1「避難所に係る情報の提供に関する協定の締結について」を報告してください。

部 長 避難所の混雑状況可視化の取組として、株式会社バカンと協定を締結しました。内容は、避難所の混雑状況等を株式会社バカンが提供するリアルタイム空き情報配信プラットフォームであるVACANを通じてオンラインで配信するものです。避難所混雑情報の提供により、令和元年東日本台風時に課題となった避難者の偏りの緩和及び市民の避難支援につながるものと考えています。

7月6日に協定締結式を行いました。6月26日の総合水防訓練においても活用しました。今後、広報こまえ、安心安全通信等で市民へ周知し、災害時の活用を図ります。

市 長 その他ありますか。

部 長 東京2020オリンピック関連事業についてです。

市内における東京2020オリンピック聖火リレーは中止となりましたが、7月9日に町田市の町田シバヒロにおいて、聖火をトーチで受け渡すトーチキスのイベントが開催されました。当日は、狛江市及び町田市のほか、世田谷区及び稲城市が参加しました。市のトーチキスは午後3時頃から30分間、14人で行いました。参加者のうち、市民は4人参加し、最後は元プロ野球選手の上原浩治氏が行いました。

市 長 他にありますか。

部 長 狛江駅南口ロータリーへのオブジェ設置についてです。

狛江駅南口の活性化及び新たな魅力の創出を目的に、狛江駅南口ロータリー内に、東京狛江ロータリークラブから寄贈を受けたオブジェを6月30日

に設置しました。オブジェの製作に当たっては、令和2年度の市制施行50周年記念事業の一環で、企画段階から市と東京狛江ロータリークラブにおいて協議を重ね、検討を進めてきました。オブジェのデザインは、市内在住の空間デザイナーのもちきちかこ氏によるもので、作品名は「こもればの泉」です。また、午後5時から午後10時までの間にライトアップされますが、現在は東京都に緊急事態宣言が発令されているため午後8時までとしています。なお、ライトアップのための屋外コンセントを整備したため、イベント開催時等に電源として使用することができます。

市 長 狛江駅南口の広場を整備し、イベント等で使用できるスペースができました。各部において活用方法及び名称について検討してください。他にありませんか。

部 長 ワクチン接種証明書の発行についてです。

本件は、予防接種法施行規則附則第18条の2に基づき、市区町村が住民に対して実施した新型コロナワクチン接種の記録等について、従来の接種済証とは異なり、接種者からの申請に基づき、当該新型コロナワクチン接種を実施した市区町村において海外渡航等の事情により発行を求める者に対して発行するものです。7月26日から全国の市区町村で受付が開始されます。

申請方法についてですが、当面の間はオンラインによる申請は行わず、紙を用いた申請とするとのことです。申請時の提出物は、申請書、旅券又は旅券の写しに加え、接種券番号、マイナンバー、3情報（氏名、生年月日、性別）のいずれかがわかるもの及び接種事実の確認ができるものです。それをもとにワクチン接種記録システムから申請者情報を照会し、申請者本人であること及び接種済証等により接種事実を確認した上でワクチン接種証明書を発行します。証明書にはコピー防止機能がついた偽造防止用紙を用い、また、発行手数料は当面の間は無料とします。代理人による申請等については資料のとおりとします。

また、7月29日から市防災センターに集団接種会場を設置しますが、予約開始を8月15日からとします。なお、対象年齢は40歳以上です。

市 長 本件について、質問等ありますか。

副市長 ワクチン接種証明書の発行は新型コロナワクチン接種室で対応するというので良いですか。

部 長 新型コロナワクチン接種室で対応します。希望者が来庁された際は案内をお願いします。

市 長 ワクチン接種証明書に記載する言語は日本語と英語のどちらですか。

部 長 確認します。

市 長 他になければ、以上で本日の庁議を終了します。次回の庁議は、7月20日

午前9時00分から開催します。